

令和3～4年度における
協会けんぽ広島支部の1人あたり医療費の状況について
(新型コロナウイルス新規感染者数と1人あたり医療費の推移)

《使用データ》

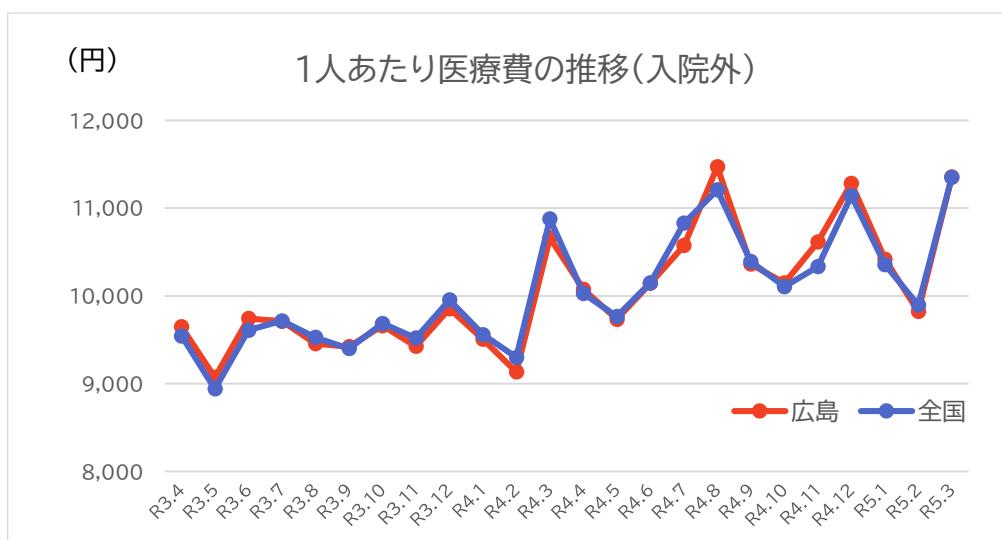
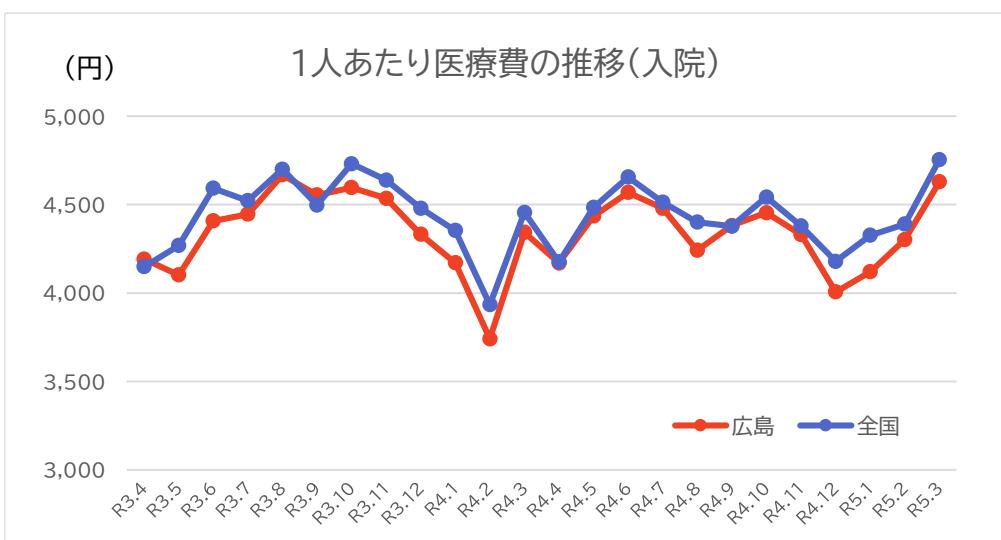
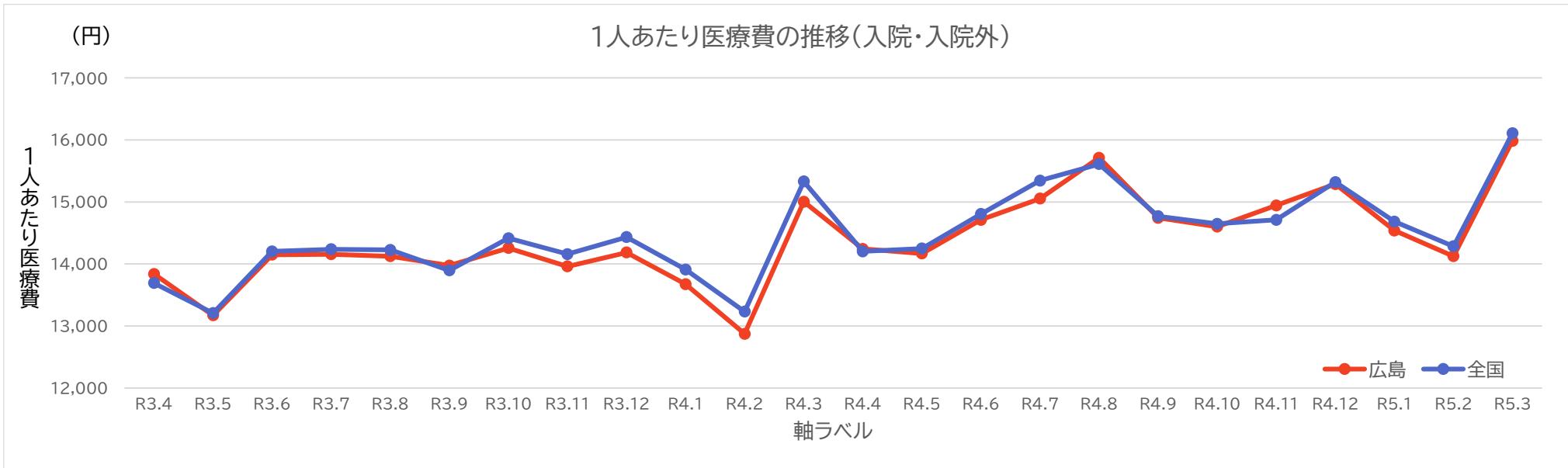
- ・全国健康保険協会「加入者基本情報」「医療費基本情報」
- ・厚生労働省「データからわかる一新型コロナウイルス感染症情報一」
- ・総務省統計局「都道府県別人口と人口増減率(令和3年度推計人口)」



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

1. 広島支部の1人あたり医療費の推移について

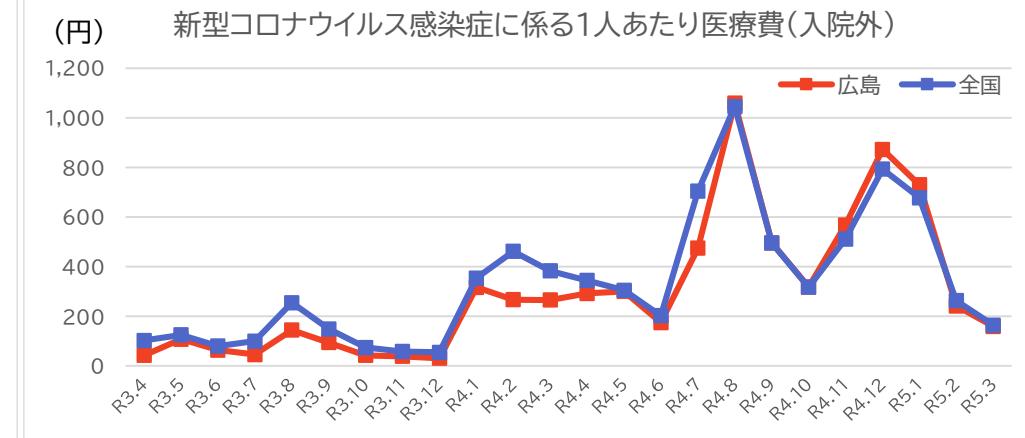
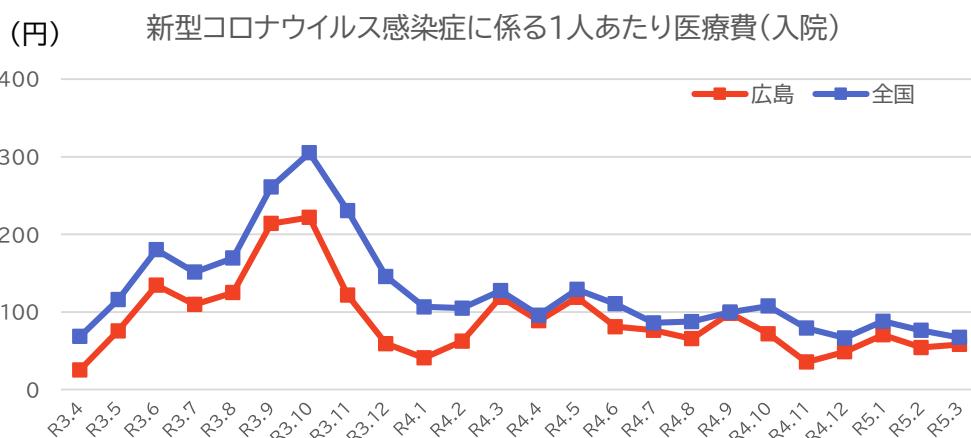
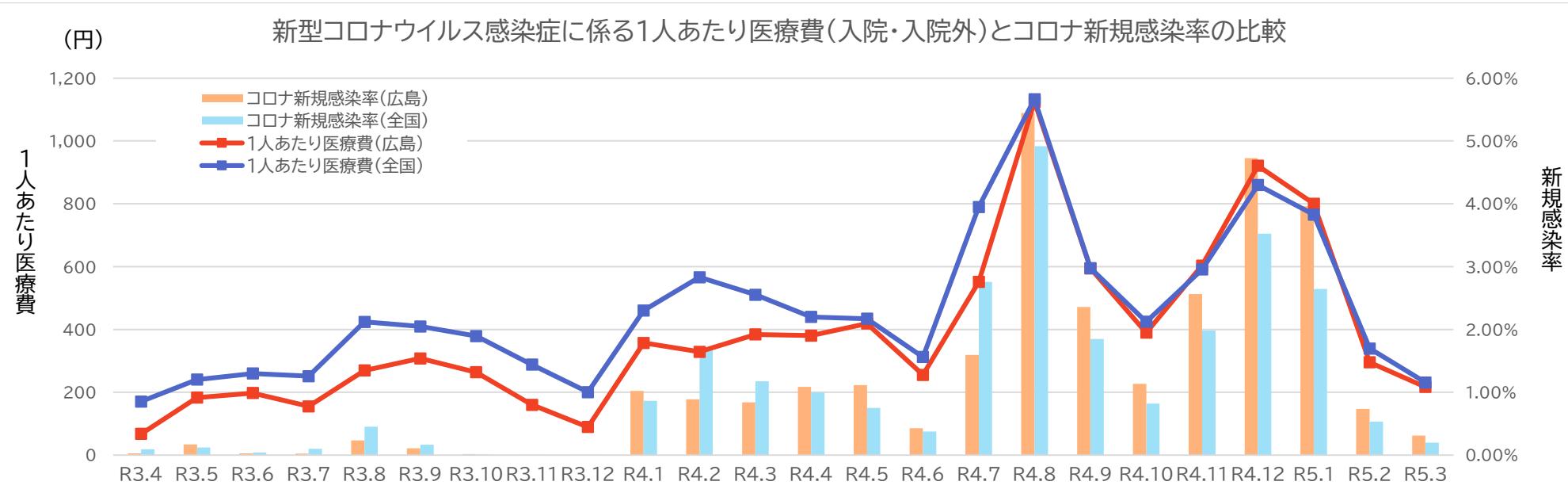
令和3年度の1人あたり医療費は、広島支部が全国平均より低く推移していたが、令和4年度に入り、広島支部が全国平均を上回る月がある。診療種別でみると、入院外の1人あたり医療費について、令和3年度は全国平均と同様の推移をしていたが、令和4年度は広島支部が全国平均を上回る推移をしている。



2. 新型コロナウイルス感染症に係る1人あたり医療費について

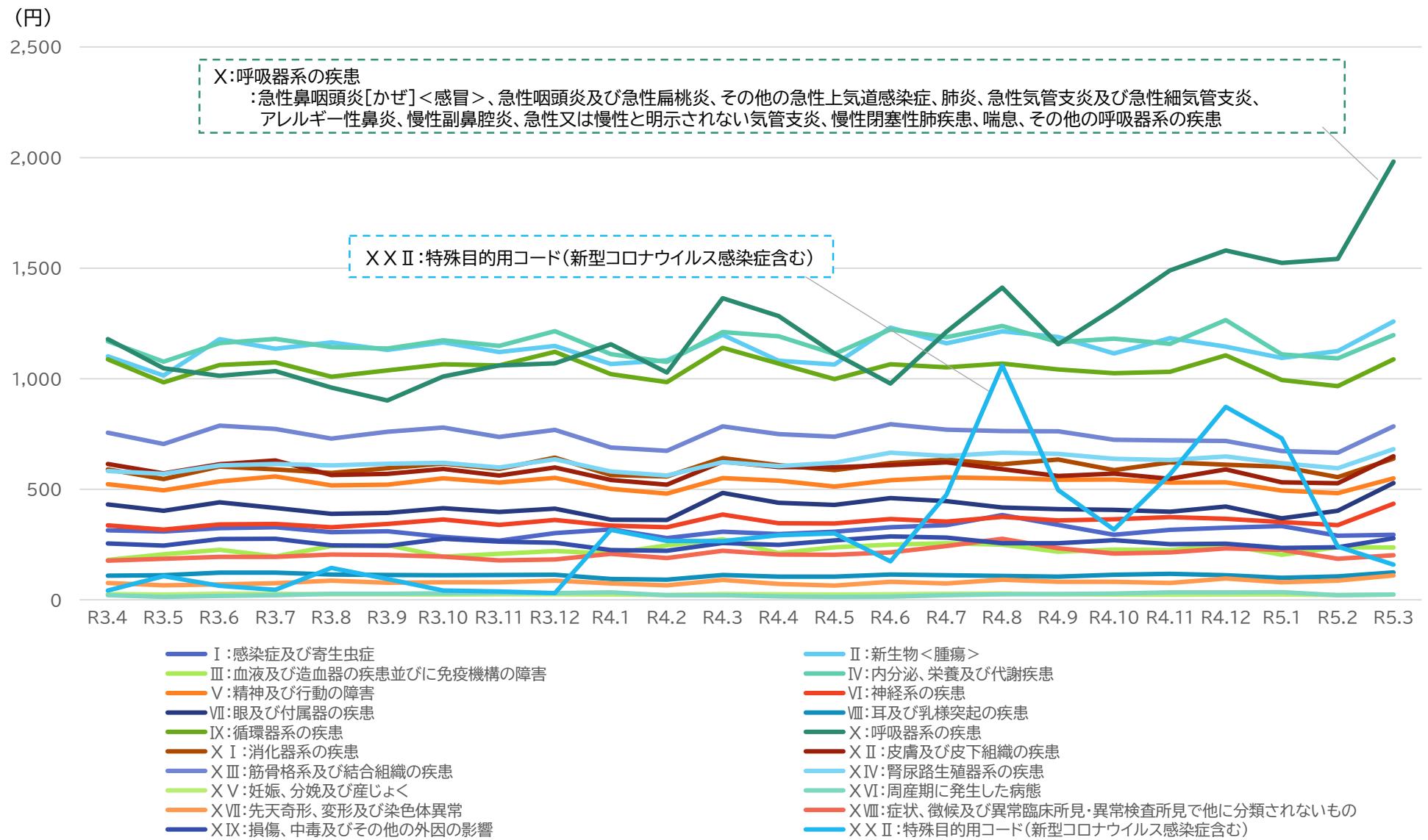
新型コロナウイルス感染症に係る1人あたり医療費は、令和4年度に大きく伸びており、新規感染率と同様の推移をしている。

広島支部では、新型コロナウイルス感染症に係る1人あたり入院医療費は全国平均より低く推移している。一方、令和4年8月以降、新規感染率が全国平均を上回るようになり、令和4年下半期より1人あたり入院外医療費について、全国平均を上回る月がある。



3. 疾病分類別の1人あたり医療費推移(広島支部)

新型コロナウイルス感染症の1人あたり医療費は、新規感染率と同様の推移をしており、令和4年度の終盤に下がっている。一方、かぜ(感冒)などを含む呼吸器系の疾患については、令和4年度下半期より大きな伸びをみせていることがわかる。



【注意事項】

- 医療費のデータは、協会けんぽが保有しているレセプトデータを集計した「医療費基本情報」の令和3年4月～令和5年3月診療分をもとに集計したものである。
- 本集計において、新型コロナウイルス感染症にかかる医療費とは、「疾病分類コード※」が「2220」(その他特殊目的用コード)であるレコードを対象として集計したものである。
※疾病分類コードは、社会保険表章用疾病分類に基づくもの。
- 傷病ごとの医療費等は各レセプトの主傷病に基づいて集計することとなるため、新型コロナウイルス感染症に罹患して医療機関等を受診したとしても、主傷病が新型コロナウイルス感染症(疾病分類コード2220)となっていないレセプトについては、新型コロナウイルス感染症の医療費等として計上されない。
また、主傷病が新型コロナウイルス感染症の患者が他の疾患に罹患している場合、当該他疾病にかかる診療行為も新型コロナウイルス感染症の医療費等として計上される。
- 新型コロナウイルス感染症にかかる医療費は公費により支払われるが、本集計では、公費も含めた10割分の金額で算出している。
- 「コロナ新規感染率」とは、厚生労働省「データからわかる一新型コロナウイルス感染症情報一 新規陽性者数の推移(日別)」をもとに作成したものを、総務省統計局「都道府県別人口と人口増減率」の都道府県別令和3年度推計人口で除して作成した。